

**長野県阿南介護老人保健施設
「アイライフあなん」運営規程
(施設サービス)**

地方独立行政法人長野県立病院機構

長野県阿南介護老人保健施設「アイライフあなん」

介護保険事業所番号 第2052580038号

長野県阿南介護老人保健施設「アイライフあなん」運営規程

(目的)

第1条 長野県阿南介護老人保健施設（以下「施設」という。）が実施する施設サービス（以下「サービス」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者に対し、施設サービス計画に基づいた適正なサービスを提供する。

(運営方針)

- 第2条 施設の従業者は、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護その他必要な医療・リハビリテーション並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指す。
- 2 入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ってサービスの提供に努める。
 - 3 明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
 - 4 入所者の退所に際しては、入所者及びその家族に対して適切な指導を行うとともに、退所後の主治医及び居宅介護支援事業者に対して必要な情報の提供を行い、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供が図られるように努める。

(名称及び所在地)

第3条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 施設名 長野県阿南介護老人保健施設「アイライフあなん」
- (2) 所在地 長野県下伊那郡阿南町北條2009-1

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第4条 施設の従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

職 種	職 員 数	業務内容
管 理 者	1（兼務）	施設運営管理及び業務の統括
医 師	1以上（兼務）	医療行為（診断・治療）
看 護 職 員	5以上	療養上の世話、診療補助
介 護 職 員	12以上	療養上の世話
薬 剤 師	1以上（兼務）	薬の処方、服薬指導
支 援 相 談 員	1以上	相談、他施設との調整
理学療法士 作業療法士・言語聴覚士	1以上（兼務）	リハビリテーション
管理栄養士	1以上	栄養管理、指導
介護支援専門員	1以上 （他職種と兼務）	施設サービス計画作成
事 務 職 員	1以上（兼務）	給付費請求、支払事務

(入所定員)

第5条 施設の入所定員は50人とする。

(サービス提供にあたっての方針)

- 第6条 要介護者の心身の状況及び病状・環境に照らし、看護、医学的管理の下における機能訓練その他必要な医療等が必要であると認められる者を対象に施設サービスを提供する。
- 2 災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。
 - 3 入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為は行わない。
 - 4 サービスの提供にあたっては、計画担当介護支援専門員が作成する施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護その他必要な医療・リハビリテーション並びに日常生活上の世話をを行う。なお、施設サービス計画については、その原案について入所者及びその家族に対して説明し、同意を得るものとする。
 - 5 診療にあたっては、入所者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響及びその置かれている環境等に配慮して妥当適切に行う。
 - 6 入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力病院並びに協力歯科医療機関を定めておくものとする。
 - 7 施設は、自らその提供する介護保健施設サービスの質の評価を行い、常にその改善に図るものとする。

(利用料その他の費用の額)

- 第7条 介護老人保健施設の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、介護保険の給付割合に応じた額及び食費、居住費等の支払いを入所者から受けるものとする。費用詳細は別紙1による。
- 2 入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 実費
 - 3 理美容代 実費
 - 4 上記2、3に係る費用の徴収に際しては、あらかじめ入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い利用者の同意を得る。
 - 5 その他、日常生活においても通常必要となるものに係る費用の徴収が必要となった場合は、その都度利用者又はその家族に説明し、同意を得たものに限り徴収する。

(施設サービスの内容)

- 第8条 施設サービスの内容は、次の通りとする。
- 介護老人保健施設 (入所者：看護・介護職員＝3：1)
- 2 看護及び医学的管理の下における介護は、入所者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、入所者の病状及び心身の状況に応じ適切な技術をもって行う。
 - 3 利用にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。
 - 4 入所者に対しては、1週間に2回以上、適切な方法により、入浴又は清拭を行う。
 - 5 入所者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行い、おむつを使用せざるを得ない入所者については、おむつを適切に取り替えるものとする。
 - 6 食事の提供は、栄養並びに入所者の身体の状態、病状及び嗜好を考慮したものとし、適切な時間において、入所者の自立の支援に配慮して、できるだけ離床して食堂で行うものとする。
 - 7 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、医薬品などの管理を適正に行う。
 - 8 感染症の発生や、感染症が蔓延しないよう、必要な措置を講じる。
 - 9 入所者に対しては、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行うものとする。

(施設利用に当たっての留意事項)

第9条 入所者が施設サービスの提供を受ける際に注意すべき事項は次の通りとする。

- (1) 施設内で行われるサービスに関する説明を受け、十分に理解をした上でサービスを受けるものとする。
- (2) 施設内の器具・設備の使用については、施設従業者の指示に従い、器具の破損等には十分注意する。
- (3) 施設内に、危険物等、他の入所者の迷惑となるような物は持ち込まない。
- (4) 施設における日課を守るとともに、他の入所者の迷惑となるような行為については行わない。

(苦情処理)

第10条 提供したサービスに関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 提供したサービスに関して、介護保険法第23条の規程による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 提供したサービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第2号の規程による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規程による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(非常災害対策)

第11条 消防法施行規程第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者は事業所管理者を当て、火元責任者には事業所看護職員を当てる。
- (2) 始業時・終業時には火災危険防止のため、自主的に点検を行う。
- (3) 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限度にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたる。
- (6) 防火管理者は、従業者に対して防火教育、消防訓練を実施する。

① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）	年2回以上
② 利用者を含めた総合訓練	年2回以上
③ 非常災害用設備の使用方法的徹底	随時
- (7) その他必要な災害防止対策について、必要に応じて対処する体制をとる。

(事故発生時の対応)

第12条 入所者に事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 入所者に対するサービスの提供により、施設の責に帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合は、市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに損害賠償を速やかに行う。

(身体拘束)

第13条 原則として利用者に対し身体拘束を行わない。ただし、自傷他害の恐れがある等、緊急やむを得ない場合には、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行う。この場合、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を療養録に記載するとともに、当施設の医師が身体拘束に関する記録について、療養録に記載することとする。

(虐待防止のための措置)

第14条 虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に十分に周知する。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 前項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第15条 従業員の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- 2 従業員は業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 前項については、従業員の退職後においても同様とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は長野県阿南介護老人保健施設が定めるものとする。

(付則) この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(付則) この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(付則) この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(付則) この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(付則) この規程は、平成24年5月2日から施行する。

(付則) この規程は、令和7年3月1日から施行する。

(付則) この規程は、令和7年4月1日から施行する。